

3. (7) 那賀町消費者安全確保地域協議会

徳島県 那賀町

福祉のネットワークを活用し、隅々まで見守る

地方公共団体の基礎データ

人 口	7,556人
高 齢 化 率	51.2%
面 積	695.0km ²
消費者行政担当職員数(消費生活相談員数を除く) : 5人	
センター名称 (広域連携)	阿南市消費生活センター(阿南市内) (阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町)
消費生活相談員数 : 2人	消費生活相談件数 : 485件 (平成29年度)
開 所 日 (祝日・年末年始除く)	週5日開所 (月・火・水・木・金)

※平成31年4月1日現在



地方公共団体の紹介

平成17年、^{わじきちょう} 鷲敷町・^{あいおいちょう} 相生町・上那賀町・木沢村・木頭村の5町村が合併し、現在の那賀町となりました。徳島県の南部に位置し、町の東端から西端まで約70kmと東西に長い町です。北西部には四国山地、南部には海部山脈があり、標高1,000メートル以上の山々に囲まれています。森林率が95%であり、この内人工林が77%の中山間地域です。木材生産量は徳島県全体の約3割を占めており、林業が基幹産業です。高性能林業機械化による計画的な木材の増産や、町独自で林業テクノスクールを開講し、林業従事者の育成などを推進しています。

農業では、木頭ゆずや、正月飾り等に使われるおもと、仏花として使われるけいとうなどが栽培されています。特に木頭ゆずは、近年、EU諸国向けの輸出にも取り組んでおり、香りや品質、外観の良さから、海外のバイヤーやシェフから高い評価を得ています。

協議会の基礎データ

設 置 年 月 日	平成31年3月1日
事 務 局	総務課
構 成 団 体 数	8団体
設 置 要 綱	有り



設立会議の様子

3. (7) 那賀町消費者安全確保地域協議会

徳島県 那賀町

設置の背景

当町では、福祉部局における命と健康の見守り活動が活発に行われてきました。平成6年に、高齢化・過疎化に加え、医師不足による深刻な医療危機に直面し、より効率的な支援を迫られたため、保健医療福祉の専門職がミーティングを重ねるようになりました。ミーティングの場を更に発展させたいとの思いで、当時の専門職と地域住民が話し合い、平成10年に生まれたのが、相生包括ケアセンター（以下「ケアセンター」という。）です。平成17年には、ケアセンター内に地域包括支援センターが新設され、有床診療所、保健センター、居宅介護事業所、デイケア、訪問介護事業所などの医療、保健、介護施設が入る当町の総合的な保健医療福祉の拠点となっています。そして、**これまで行っていたミーティングを「支所ケア会議」と名付け、旧町村単位で毎月1～4回開催しています。さらに、そこで出てきた地域課題や町全体の課題を検討する「健康福祉検討会」が平成19年度に立ち上がりました。**

徳島県から協議会の設置を勧められた当初は、消費者被害への対応について組織的に進める必要性を感じていたものの、人員不足の観点から設置は難しいと考えていました。しかし、県から県内の他の市町村の設置状況を聞くとともに、引き続き設置を勧められ、協議会の設置に向けて検討を始めました。

福祉部局の既存の組織をベースとした組織

既存+α

民生委員・児童委員や自治会を構成員とすることも検討しましたが、当町は面積が広く人口密度が低いため、地域ごとに点在している民生委員・児童委員や自治会に構成員として参画していただくことは、難しいと考えました。このため、動きやすい規模で活用できる既存の組織がないか検討した結果、「健康福祉検討会」が医療と介護が連携し、見守り活動を行っていることが分かりました。**健康福祉検討会で行っている見守り活動に消費者被害の観点を加えることが効率的かつ効果的と判断**し、健康福祉検討会をベースとした**既存+α**の協議会を設置することにしました。

健康福祉検討会の定例会議において、消費者安全法に基づく協議会を設置する旨を提案したところ、スムーズに受け入れられました。事務局は、消費者部局が行う方が進めやすいと考え、総務課が担うことにしました。

3. (7) 那賀町消費者安全確保地域協議会

徳島県 那賀町

構成員について

◆選定のポイント

先述のとおり、医療・介護が連携している健康福祉検討会が、高齢者の状況を最も把握していると考えました。健康福祉検討会は、医師、保健センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健医療福祉課、町内各支所高齢福祉担当で構成されています。**メンバーに医師が参画し、日程調整や会議の記録を行うなど中心的な役割を担っておられるのが健康福祉検討会の特徴**で、協議会の構成員として是非参画していただきたいと考えました。このため、健康福祉検討会をベースとして、警察及び消費生活相談のつなぎ先である阿南市消費生活センターを加えた組織としました。なお、**ケアセンターも、総合的な保健医療福祉の拠点であり、人も情報も集まってきやすい**と考えたため、構成員として参画していただくことにしました。

◆参画依頼時の構成員の反応

総務課の担当者が健康福祉検討会に参加し、協議会への参画依頼をしました。参加者からは「日頃から高齢者の消費者被害についても見聞きしており、協議会ができれば対処方法が明確になるので、それは良いことだ。」と、快く引き受けていただきました。

◆今後の予定

今回、構成員として参画いただいている組織以外にも、高齢者の見守り活動をされている団体がありますが、見守る側の団体も高齢化が進んでいます。そのような中、高齢者自身も元気に見守り活動をされています。設立会議において、元気に活動されている民生委員・児童委員、消費者協会の方々にも協議会に参画していただくことはできないかとの意見が構成員からありました。今後、構成員や消費生活協力団体として、協議会の活動に協力していただきたいと考えています。

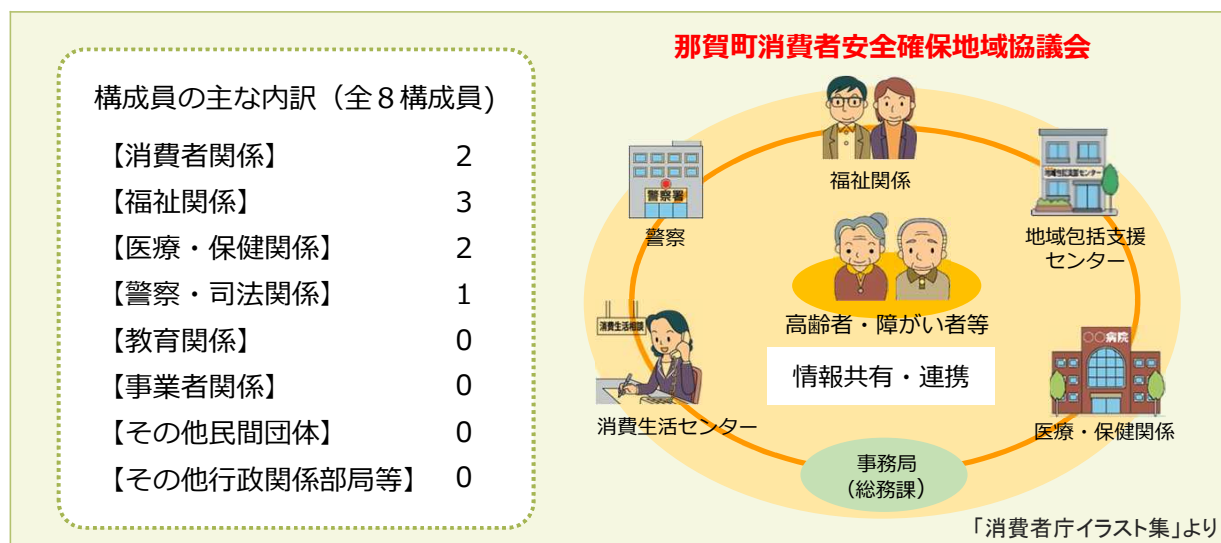
スケジュール

H30	11月	12月	H31	1月	2月	3月
	11月上旬から 既存のネットワークの活用等 設置方法について検討	11月下旬から 課長が庁内の関係団体へ説明		12月中旬 担当者が「健康福祉検討会」 に出席し、制度説明		3/1 設置
		12月中旬から 設置要綱案の検討・作成		12月中旬から 設置要綱案の検討・作成		
				12月中旬から 設置要綱案の検討・作成		

3. (7) 那賀町消費者安全確保地域協議会

徳島県 那賀町

見守りネットワークイメージ図



個人情報の取扱い

有り

構成員が高齢者等の異変に気付いた場合、個人情報を含めてセンターに連絡・相談します。また、必要に応じて、事務局から構成員への個人情報の共有を考えていますが、どのように共有するのがよいのか、今後、検討していきたいと考えています。

苦労した点・工夫した点 など

当町は東西に長く、町内を移動するだけでもかなりの時間が掛かります。職員が様々な業務を兼務しているとともに、面積が広く支所が点在し、そこに人員が割かれるため、人手も不足しています。選挙対応などの業務を兼務する中で、協議会の設置に向けた準備をするための時間を作ることに苦労しました。また、協議会の設置が構成員にとって負担になるのではないかと考え、健康福祉検討会のメンバーに説明をする際には、センターや警察などのつなぎ先との連携や構成員同士の横の連携を図ることを第一義とし、業務の負担とならないよう進めていくことを説明し理解を得ました。

今後の活動・課題 など

◆今後の活動

- ・ 2か月に1回開催される健康福祉検討会の中で、年1回程度、協議会の開催を予定しています。
- ・ 消費者被害の情報について、ケーブルテレビや広報誌への掲載などでお知らせする予定です。

3.(7) 那賀町消費者安全確保地域協議会

徳島県 那賀町

◆課題

協議会を立ち上げるところまでたどり着きましたが、協議会としての今後の活動は手探りの状態で定まっていないことが課題です。

今後、既に見守り活動を行っている団体等を、協議会の構成員として参画していただくのか、消費生活協力団体として協力していただくのか等について検討していきたいと思ひます。

担当者の声

協議会の設置により、これまで関わることのなかった構成員とのつながりができ、良かったと感じています。つながりができたことで、消費者問題について構成員間で気軽に相談できるようになりました。

これまでの福祉部局の命と健康の見守り活動に加えて、協議会の設置をきっかけに、消費者被害の未然・拡大防止や早期発見・解決に結び付くように、地域で活動する皆様と協力・連携していきたいと思ひます。

3. (7) 那賀町消費者安全確保地域協議会

徳島県 那賀町

那賀町消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者・障がい者等の消費者被害防止を図るため、関係機関による地域における見守り活動を推進し、消費者の安全確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、那賀町消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、別表に掲げる構成機関により構成する。
2 構成機関には、協議会の目的に賛同する機関や団体等を加えることができる。

(活動内容)

第3条 協議会は、次に掲げる活動を行う。
(1) 消費者被害の現状や対策に関する情報交換
(2) 地域における消費者被害防止のための見守り活動
(3) 消費者被害防止の普及、啓発
(4) その他、消費者被害防止のため必要と認められる活動

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。
2 会長は、那賀町総務課長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、消費者被害防止活動等を円滑に推進するため、必要に応じ開催する。
2 会議は、会長が招集する。

(秘密保持義務)

第6条 協議会の構成機関、事務に従事する者又は事務に従事していた者は、活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、那賀町総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

3. (7) 那賀町消費者安全確保地域協議会

徳島県 那賀町

那賀町消費者安全確保地域協議会 構成員一覧

別表（第2条関係）

1	阿南市消費生活センター
2	那賀警察署
3	社会福祉法人那賀町社会福祉協議会
4	相生包括ケアセンター
5	那賀町保健センター
6	那賀町地域包括支援センター
7	那賀町保健医療福祉課
8	那賀町総務課